

◎第7回文化ゼミナール 統一テーマ

近代日本の「社会と個人」

講義日程 講師 講義テーマ

08/27(日) 第1講義 原田 敬一(佛教大学教授)

日本の近代とはなんであったか

09/17(日) 第2講義 新船 海三郎(文芸評論家)

夏目漱石著「私の個人主義」を読む

10/22(日) 第3講義 牧野 広義(阪南大学名誉教授)

「道德・倫理」と日本社会

11/05(日) 第4講義 奥野 恒久(龍谷大学教授)

立憲主義と日本の『憲法』

『個人の尊重』の歴史的・今日的意味

《学習資料 宮地正人監修『日本近現代史を読む』から》

憲法とは、国家の統治体制の基礎を定めた基本法のことです。歴史的には、君主の専制的な権力に対抗し、これに制約を加えるために登場してきました。最初の成文憲法であるアメリカ合衆国憲法や、フランス革命期の諸憲法をはじめとして、憲法は憲法制定議会で定められました。この新憲法によって選挙がおこなわれ、新しい議会が構成されたのです。フランス革命の場合、身分制議会である三部会が国民議会となり、憲法制定議会となりました。そして、君主権の制約の度合いや基本的人権の範囲に相違はあるにしても憲法をもつことが近代国家の条件と見なされるようになり、憲法は近代化の過程を通じて世界の諸地域に波及していくこととなりました。

アジア最初の憲法は、1876年、オスマントルコ(帝国)のミトハ・パシヤがつくった「ミドハト憲法」ですが、ミドハトが反対派によって追放されたため、実際には施行されませんでした。ですから、実際に施行された憲法としては、大日本帝国憲法がアジア最初です。しかし、それは天皇を主権者とし、国民を「臣民」(家来)とする天皇中心の憲法でした。このことは、日本での憲法の誕生の仕方と深くかかわっています。……次頁につづく



■21世紀を
創造する
京都学習協の
文化ゼミナール

京都学習協 第7回 文化ゼミナール

《第7回文化ゼミナール 募集要項》

申し込みは、「申込書」に必要事項を記入し受講料を
そえて申し込んでください。FAXでも申し込み出来ます
(受講料は第1講義日にお願いします)。

募集定員は、100名です。

(定員になり次第〆切ります)

受講料は、10,000円(税込み)です。

講義時間は、午後1時~5時(休憩も含まれます)

会場は、**京都市職員会館かもがわ**

中京区土手町夷川上ル末丸町 電話(075)256-1307



……前頁から

憲法制定・議会開設は、明治維新につづく近代国家づくりの最大の課題でした。自由民権運動と政府の対抗関係は、どのような国家をつくるのか、そのあり方をめぐる鋭い対立に根ざしていました。天皇の位置と議会の権限のあり方に対立の焦点はありました。しかし、日本の場合、問題を複雑にしているのは、民権運動の成果として直接、憲法と議会が実現したのではなく、運動が弾圧され、解体された後に、弾圧した政府自身が憲法と議会をつくったという点にあります。憲法と議会は、運動の勝利のうえに実現したのではなく、敗北の結果日の目をみたとも言えます。1881年10月、最高潮に達した運動は、政党を生み出しはしたものの、衰退への道のりを歩きました。他方、窮地に立った政府側は、以後、巻き返しをはかり民権派を弾圧・排除しながら憲法制定・議会開設の準備をすすめました。憲法の起草は少数の官僚とドイツ法律顧問との間で秘密裏にすすめられ、天皇の最高諮問機関である枢密院の審議に付しただけで公布されました。憲法の起草に国民の参加をもとめるところか、逆に民意を排除してつくられたのが、大日本帝国憲法だったのです。それは、天皇が定めて臣民に与える欽定憲法でした。

《学習資料 原田敬一著『「坂の上の雲」と日本近現代史』から》

19世紀の半ば、日本で言えば、江戸時代の終わり頃からを考えてみましょう。18世紀末に欧州が造った新しい国家と社会のあり方が、未熟ながらも打ち出されてきて（フランス革命以来100年たっていたわけですが、未完成で発展途上だったと考えます）、未熟なまま、それまで別の世界だと考えられてきたアジアへと、19世紀の半ばに持ち込まれてきました。それが、いわゆる「ウェスタン・インパクト」でした。「アヘン戦争」に代表されますが、単なる軍事力への恐怖でもなく、貿易と工業生産力への畏怖でもなかったと考える必要があります。軍事力の恐怖や侵略の危険性のみを強調するのは、山県有朋や桂太郎の認識ですが、その時代の全ての考えではありませんでした。伊藤博文や井上馨のような、長州閥の元老も山県や

桂と異なった考えを示しています。

「新しい国家と社会のあり方」を模索する、という動きが、欧米以外の各地で始まり、それが現在でも欧米を含めた世界で続いているのではないのでしょうか。最も深層に流れている、こうした人々の動きを、国家間の闘争や戦争という姿だけで描くのは、現実を目を背けさせることになっています。国家間の紛争も、人びとが「新しい国家と社会のあり方」を模索する、という動きを持続している、その一つの表現でしかない、そう考えることにより、「戦争と平和」の問題を、もう一段高いレベルで検討することが出来ます。

簡単に言い切ってしまうと、世界各地の人々は、一八世紀末のフランス革命で示された「新しい国家と社会のあり方」を200年模索し続けている、となります。それは「国民国家」という形式を選んだということにとどまりません。アジアの場合は、「ウェスタン・インパクト」以後の150年間ですが、それを含めた200年間の模索に、やはり入っています。世界のどこにも完成された社会は存在していません。私たち自身がそうであるように、国や社会、人類もまだまだ模索し続けなければいけません。

《学習資料 夏目漱石『私の個人主義』から》

この個人主義という意味に誤解があってははいけません。ことにあなたがたのような若い人に対して誤解を吹ふき込んでは私がすみませんから、その辺はよくご注意を願っておきます。時間が逼っているからなるべく簡単に説明致しますが、個人の自由は先刻お話しした個性の発展上極めて必要なものであって、その個性の発展がまたあなたがたの幸福に非常な関係を及ぼすのだから、どうしても他に影響のない限り、僕ぼくは左を向く、君は右を向いても差支ないくらいの自由は、自分でも把持はじし、他人にも附与ふよしなくてはなるまいかと考えられます。それがとりも直さず私のいう個人主義なのです。金力権力の点においてもその通りで、俺おれの好かないやつだから畳んでしまえとか、気に喰くわない者だからやっつけてしまえとか、悪い事もないのに、ただそれらを濫用らんようしたらどうでしょう。人間の個性はそれで全く破壊はかいされると同時に、人間の不幸もそこから起らなければなりません。たとえば私が何も不都合を働らかないのに、単に政府に気に入らないからと云って、警視總監けいしそうかんが巡查じゅんさに私の家を取り巻かせたらどんなものでしょう。警視總監にそれだけの権力はあるかも知れないが、徳義はそういう権力の使用を彼に許さないのであります。または三井とか岩崎とかいう豪商ごうしょうが、私を嫌うというだけの意味で、私の家の召使めしつかいを買収して事ごとに私に反抗させたなら、これまたどんなものでしょう。もし彼らの金力の背後に人格というものが多少でもあるならば、彼らはけっしてそんな無法を働らく気にはなれないのであります。

こうした弊害へいがいはみな道義上の個人主義を理解し得ないから起るので、自分だけを、権力なり金力なりで、一般に推し広めようとするわがままにほかならぬのであります。だから個人主義、私のここに述べる個人主義というものは、けっして俗人の考えているように国家に危険を及ぼすものでも何でもないので、他の存在を尊敬すると同時に自分の存在を尊敬するというのが私の解釈なのですから、立派な主義だろうと私は考えているのです。

第7回京都学習協の文化ゼミナール申込書	申込み日時	年	月	日
フリガナ:				
氏名:		年齢		歳
現住所:				
職場・学園:				
労働組合名:		(全国単産名:)
電話: 職場 ()	—	自宅 ()	—	